

生活福祉資金貸付制度のご案内

ご存知ですか！

生活福祉資金貸付制度とは・・・

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活の安定と経済的自立を図ることができるようにするために、資金を貸付ける制度です。

ご利用いただける方

- ◆**低所得世帯** 世帯の所得が少ない方。(所得の制限があります。)
- ◆**障害者世帯** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉保健手帳を持っている方。
- ◆**高齢者世帯** 65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯の方。(所得の制限があります。)

※他の制度(母子福祉資金、日本学生支援機構による奨学金等)利用が適正と認められる場合は、他制度優先とさせていただきます。

貸付限度額

下表のとおり、資金の種類により異なります。

貸付利率

連帯保証人を立てられる場合は無利子、立てられない場合は年利1.5%の利子がつきます。

連帯保証人

原則として、福井県内にお住まいで、別世帯の65歳未満の連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人が立てられない場合でも、借り入れることは可能です。

借入れに必要な書類

借入申込書、民生委員調査書、所得・課税証明、免許証の写し等、資金の種類により必要な書類があります。

相談・申込み

あなたのお住まいの地域の民生児童委員または市・町の社会福祉協議会にご相談ください。

生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類	貸付条件	貸付条件				貸付対象世帯			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯
総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金。								
生活支援費	○生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上:月20万円以内 単身:月15万円以内	最終貸付日から6月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則1名必要	○		
住宅入居費	○敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6月以内				○		
一時生活再建費	○生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内					○		
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金								
福祉費	○生業を営むために必要な経費	460万円	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6月以内	措置期間経過後20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則1名必要	○	○	○
	○技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		8年			○	○	○
	○住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年			○	○	○
	○福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年			○	○	○
	○障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年			○	○	○
	○中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年			○	○	○
	○負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年			○	○	○
	○介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		5年			○	○	○
	○災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年			○		○
	○冠婚葬祭に必要な経費	50万円		3年			○	○	○
	○住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円		3年			○	○	○
	○離職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円		3年			○	○	○
	○その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円		3年			○	○	○
緊急小口資金	○次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子	不要	○		
教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金								
教育支援費	○低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要	○		○
就学支度費	○低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					○		○
不動産担保型生活資金									
不動産担保型生活資金	○低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 月30万円以内	契約の終了後3月以内	措置期間終了時	年3%、又はプライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人から選任	○		
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	○要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)				不要			○

ご 相 談 窓 口

事業所名称	郵便番号	住 所	電話番号
福井市社会福祉協議会	910-0019	福井市春山 2-7-15 福井市民福祉会館内	0776-26-1853
福井市社会福祉協議会 美山支所	910-2222	福井市市波町 30-29-1 美山デイサービスセンター和貴苑内	0776-96-4842
福井市社会福祉協議会 越廼支所	910-3553	福井市蒲生町 1-90 越廼高齢者ふれあいセンター内	0776-89-2669
福井市社会福祉協議会 清水支所	910-3621	福井市小羽町 27-10 清水社会福祉センター内	0776-98-2054
敦賀市社会福祉協議会	914-0047	敦賀市東洋町 4-1 敦賀市福祉総合センターあいあいプラザ内	0770-22-3133
小浜市社会福祉協議会	917-0241	小浜市遠敷 84-3-4 総合福祉センターサン・サンホーム小浜内	0770-56-5800
大野市社会福祉協議会	912-0084	大野市天神町 7-15 多田記念大野有終会館別館内	0779-65-8773
大野市社会福祉協議会 和泉支所	912-0205	大野市朝日 25-7 老人福祉センター内	0779-78-2655
勝山市社会福祉協議会	911-0035	勝山市郡町 1-1-50 勝山市福祉健康センターすこやか内	0779-88-1177
鯖江市社会福祉協議会	916-0022	鯖江市水落町 2-30-1 健康福祉センターアイアイ鯖江内	0778-51-0091
あわら市社会福祉協議会	919-0621	あわら市市姫 2-31-6 あわら市老人福祉センター市姫荘内	0776-73-2253
あわら市社会福祉協議会 金津事務所	910-4103	あわら市二面 32-31 あわら市老人福祉センター百寿苑内	0776-73-2253
越前市社会福祉協議会	915-0221	越前市杉尾町 1-27-1 社会福祉センター内	0778-42-0300
越前市社会福祉協議会 武生事務所	915-0071	越前市府中 1-11-2 福祉健康センター内	0778-22-8500
越前市社会福祉協議会 介護支部センター芦山	915-0057	越前市矢船町 8-12-1	0778-22-5151
坂井市社会福祉協議会 まるおか支部	910-0224	坂井市丸岡町八ヶ郷 21-7-1 いきいきプラザ霞の郷内	0776-68-5070
坂井市社会福祉協議会 みくに支部	913-0042	坂井市三国町中央 1-6-3 社会福祉センター内	0776-82-1170
坂井市社会福祉協議会 はるえ支部	919-0412	坂井市春江町江留中 10-15-1 総合福祉センター内	0776-51-4545
坂井市社会福祉協議会 さかい支部	919-0521	坂井市坂井町下新庄 19-1 老人福祉センター内	0776-67-0640
永平寺町社会福祉協議会 上志比支所	910-1313	吉田郡永平寺町石上 27-27 上志比村やすらぎの郷内	0776-64-3000
永平寺町社会福祉協議会 松岡支所	910-1127	吉田郡永平寺町松岡吉野塚 15-44 松岡福祉総合センター内	0776-61-0111
永平寺町社会福祉協議会 永平寺支所	910-1217	吉田郡永平寺町飯島 6-34 永平寺老人福祉センター内	0776-63-3868
池田町社会福祉協議会	910-2511	今立郡池田町藪田 5-3-1 総合保険センターほっとプラザ内	0778-44-7750
南越前町社会福祉協議会	919-0227	南条郡南越前町脇本 17-38-1 保健福祉センター内	0778-47-3767
南越前町社会福祉協議会 今庄支所	919-0131	今庄 86-5-2 今庄福祉センター内	0778-45-1175
南越前町社会福祉協議会 河野支所	915-1113	甲楽城 7-31-1 河野保健福祉センター内	0778-48-2260
越前町社会福祉協議会 朝日支所	916-0141	丹生郡越前町西田中 8-20-1 社会福祉センター内	0778-34-2388
越前町社会福祉協議会 宮崎支所	916-0255	丹生郡越前町江波 76-5-1 宮崎保健センター内	0778-32-3210
越前町社会福祉協議会 越前支所	916-0311	丹生郡越前町梅浦 60-15 越前地域福祉センター内	0778-37-0627
越前町社会福祉協議会 織田支所	916-0215	丹生郡越前町織田 36-1 織田コミュニティーセンター内	0778-36-0698
美浜町社会福祉協議会	919-1141	三方郡美浜町郷市 25-20 保健福祉センター内	0770-32-1164
高浜町社会福祉協議会	919-2372	大飯郡高浜町緑ヶ丘 1-1-1 社会福祉センター内	0770-72-2480
高浜町社会福祉協議会 和田事務所	919-2201	福井県大飯郡高浜町和田 117-68 高浜町保健福祉センター内	0770-72-2411
おおい町社会福祉協議会	919-2111	大飯郡おおい町本郷 82-14 いきいき長寿村あみーシャン大飯内	0770-77-3415
おおい町社会福祉協議会 名田庄支所	917-0383	名田庄下 6-1 あっとほ～むいきいき館内	0770-67-2318
若狭町社会福祉協議会 上中支所	919-1541	三方上中郡若狭町市場 18-18 パレア若狭内	0770-62-9005
若狭町社会福祉協議会 三方支所	919-1316	三方上中郡若狭町井崎 40-18 地域福祉センター 泉内	0770-45-2837